石川県介護施設 I C T · I o T 導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の介護事業者がICT・IoT機器を導入するために必要な経費の一部に対し、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、ICT・IoT機器の普及促進を図ることにより、介護事業者の身体的・心理 的負担を軽減し、定着促進及び介護の質の向上に資することを目的とする。

(補助対象等)

- 第3条 本補助金の交付の対象となる事業者は、別紙1に掲げる要件を満たすもののうち、知事が 適当と認める者とする。
- 2 本補助金の交付の対象となる経費は、別紙 2 の [1] 及び [2] の I . 補助対象範囲等のとおりとする。ただし、次に該当する経費は補助の対象としない。
 - (1) 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
 - (2) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
 - (3)機器の設置にかかる建物の改修費(Wi-Fi環境整備のために必要な配線工事を除く)
 - (4) 交付決定前に事業着手した経費
 - (5) 申請年度内に事業が完了しない経費
 - (6) その他本事業として適当と認められない経費

(補助金の交付額等)

第4条 本補助金の交付額は、別紙2の「1]及び「2]の Π .補助金額等に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第6条 本補助金の交付決定に関しては、次に掲げる条件が付されるものとする。
 - (1)本事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の20%以内の増減による変更の場合を除く。) 若しくは本事業の内容の変更をする場合には、補助金変更承認申請書(様式第2号)により、 速やかに知事へ報告してその指示を受けなければならない。ただし、本補助金の交付の目的の 達成及び事業の効率的な執行に影響を及ぼさない細部の変更は除くものとする。
 - (2) 本事業を中止し、又は廃止する場合は補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに 知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5)本事業により取得した価格が30万円以上のICT機器及び介護ロボットについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は 一部を県に納付させることがある。

- (7) 本事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、本事業に係る 歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を本事業完了の日(本事業の 中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保 管しておかなければならない。
- (8) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (9) 本事業により取得した I C T機器及び介護ロボットについては、他の補助金、助成金又は交付金を受けてはならない。
- (10) 前各号により付した条件に違反した場合には、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業完了後から1か月を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第8条 本補助金の支払いは精算払により交付する。
- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書(様式第5号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の申告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

附則

- この要綱は、令和2年4月30日から施行する。
- この要綱は、令和2年10月2日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年9月30日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月30日から施行する。
- この要綱は、令和5年8月10日から施行する。
- この要綱は、令和5年11月27日から施行する。
- この要綱は、令和6年9月5日から施行する。

【別紙1】 (第3条関係)

本補助金の交付の対象は、介護保険法による指定又は許可を受け、石川県内で介護保険施設等を運営する事業者で、以下の全ての要件を満たす事業所が介護記録機器及び介護ロボットを導入する場合とする。

- 1 介護保険法に基づくサービスを提供している事業所であること。
- 2 申請時点でICT・IoT機器導入に係る検討チームを組織し検討を行い、その検討チームのメンバー1名以上が、県が指定する「ICT・IoT導入推進職員養成研修」に参加できること。
- 3 業務改善計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、他事業者からの照会等に応じること。
- ※ 補助金の交付については、提出された申請書類を審査の上、交付決定を行います。予算額に達した場合、予算の範囲内で交付先を選定いたしますので予めご了承ください。

【別紙2】 (第3条、第4条関係)

「1] ICT等の導入支援

介護ソフトなどのICT化は、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図る とともに、介護サービスの質の向上を図るものであるため、介護事業所がICT等を導入する 際の支援を行う。

【留意事項】

・ 本事業の補助対象となる I C T機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の 製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護 ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用し ても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に 充てることは認められない。

I. 補助の対象範囲等

(ア) 介護ソフト等

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン連携標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については以下のi及びiiを、それ以外の介護サービス事業所についてはiを満たす介護ソフトであること。

また、以下のi を満たした上で、以下のiiiの機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

- i 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないこと)。
- ii ケアプラン連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、 最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて①、②の両方のCSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

① 居宅サービス計画書

〇:必要 -:不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所			
	出力	取込	出力	取込		
A 利用者補足情報	0	-	-	0		
B-1 居宅サービス計画1表						
B-2 居宅サービス計画1表_削除	0	-	-	0		
(任意)						
C 居宅サービス計画2表	0	-	-	0		

・取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の 文書に自動反映されることを想定している。

<u> </u>		0.29 .19				
		居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所		
		出力	取込	出力	取込	
D	利用者補足情報	0	-	-	0	
Ε	第6表(サービス利用票)予定					
F	第6表(サービス利用票)予定	0	-	-	0	
削除						
G	第6表実績情報	-	0	0	-	
Н	第6表実績情報削除					
	第7表(サービス利用表別表)	0	-	-	0	

- ・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所 が作成するサービス利用票(提供票)の実績情報が自動反映されることを想定している。
- iii 以下のいずれかを対象とする。
- ① 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- ② 「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- ③ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

【留意事項】

- 標準仕様掲載先(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)
- ・ 対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトについて、i、ii 又はiiiの補助要件を満たすための改修、令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について(その3)」(以下「LIFE 標準仕様」という)に対応するための改修に要する費用についても対象経費として差し支え無い。
- ・ i の補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合も要件を 満たすものとする。
- ・ タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

(イ) タブレット情報端末等

タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する 記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の 情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るための インカムなどICT技術を活用したものであること。

ただし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。

なお、タブレット情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールの うえ、業務にのみ使用すること(補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用 であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において 工夫すること。)

介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業 所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請 求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を 用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

(ウ) 通信環境機器等

[1] I. (r) 又は(r) を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器(機器の購入・設置のための費用)。ただし、通信費は対象外とする。

(エ) 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。(ただし、当該年度分に限る。)

(オ) その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費(毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費のみが対象となる)。

なお、当該年度の補助を含め、一気通貫本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限り補助対象とする。

また、ICT の活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。

Ⅱ. 補助金額等

1事業所あたり一定の要件を満たす場合は補助率 4分の 3、上限額 75万円とし、満たさない場合は補助率 2分の 1、上限額 50万円とする。

- ※ 一定の要件満たす場合とは、以下の要件のいずれかを満たす場合をいう
 - ・LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は補助申請年度内に提供を予定していること。
 - ・「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は補助申請年度内に 行うことを予定していること。
 - ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること。
- ※ ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用し、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介護ソフトベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみでデータ連携されるサービスは対象とならない。

【留意事項】

・本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、「Ⅱ.補助金額等」に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

「2] 介護ロボット等の導入支援

I. 補助の対象範囲等

(ア) 介護ロボット

次のiからiiiの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。 また、介護ロボットの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象と する。

i 目的要件

日常生活支援における、①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること(それぞれの定義については、別添1を参照されたい。)。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ ロボット技術 (※①~③全て) を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を 発揮する介護ロボット
- ※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット
- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成 25 年度~平成 29 年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成 30 年度~令和 2 年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業 (開発補助)」(令和 3 年度~) において採択された介護ロボット(「重点分野 6 分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。)

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として次を対象とする。

- i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な 有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サ ーバー、ネットワーク構築等)
- ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)
- iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)
- ※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

(ウ) 補助限度台数

補助限度台数は、施設・居住系サービスは利用定員数を 10 で除した数とし、在宅系サービスは利用定員数又は前年度の1月当たりの平均利用者数を 20 で除した数とする(小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り上げるものとする。)。

Ⅱ. 補助金額等

1事業所あたり一定の要件を<u>満たす</u>場合、補助率は4分の3、上限額を移乗介助・入浴支援機器については、1台につき90万円、その他の機器については、1台につき30万円とし、

一定の要件を<u>満たさない</u>場合、補助率は2分の1、上限額を移乗介助・入浴支援機器については、1台につき60万円、その他の機器については、1台につき20万円とする。

- ※ 一定の要件とは、少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。(見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトは既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。)
- ※ I (イ)の補助を受ける事業所のうち、生産性向上推進体制加算対象外のサービス種別においては上述の「一定の要件」に加えて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること。
- ※ 生産性向上推進体制加算対象のサービス種別に関しては、生産性向上推進体制加算(I) の取得、それ以外のサービス種別に関しては、一定の要件を満たすことに努めることとする。

Ⅲ. 事業実施に当たっての留意事項

- ① 補助対象経費にはリース費用も含むが、当該年度中に係る経費(当該年度の3月末までに係る経費)のみが対象となる。
- ② 当該補助は1計画につき、1回の補助とする(ただし当該年度につき1回までとする)。
- ③ 他の補助金等を受けて導入する介護ロボットについては、本事業における補助の対象とはならない。

「補助要件等]

[1] 又は [2] を実施する場合、次に掲げる(ア)~(カ)を全て満たすことを補助要件とする。

- (ア) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(業務改善に係る効果の報告(※)により確認する)。
 - ※業務改善に係る効果の報告について具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については別途通知する。
- (イ) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」 (※) の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない 場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、 情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度。

・「SECURITY ACTION」の概要説明

(掲載先:https://www.ipa.go.jp/security/security-action/)

「新5分でできる!情報セキュリティ自社診断」

(掲載先:https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf)

- (ウ) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること(具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。)。
 - ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

(掲載先:https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html)

- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先:https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)

介護ロボットのパッケージ導入モデル

(掲載先:https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000928398.pdf)

・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(掲載先:https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf)

(エ) 補助を受けた事業所は、「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。

なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に 協力すること。

- (オ) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力 すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合が ある。)
- (カ) 令和5年度「石川県介護施設ICT・IoT導入促進事業費補助金」や経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

【別紙1-1】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

(定義)

- ♪ 介助者が装着して用い、移乗介助の際の腰の負担を軽減する。
- ♪ 介助者が一人で着脱可能であること。
- ➤ ベッド、車いす、便器の間の移乗に用いることができる。



重点分野のイメージ

【別紙1-2】

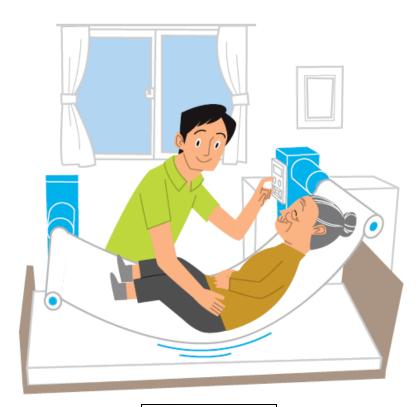
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

(定義)

- ▶ 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- ▶ ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。(※ベッドと車いすの間の移乗における使い 勝手は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。)
- ▶ 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。
- ▶ 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- ▶ つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

【別紙1-3】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

(定義)

- ▶ 使用者が一人で用いる手押し車型(歩行車、シルバーカー等)の機器。
- ▶ 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- ⇒ 荷物を載せて移動することができる。
- ➤ モーター等により、移動をアシストする。(上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。)
- ▶ 4つ以上の車輪を有する。
- ▶ 不整地を安定的に移動できる車輪径である。(※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。)
- ▶ 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- ▶ マニュアルのブレーキがついている。
- ▶ 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- ▶ 介助者が持ち上げられる重量(30kg 以下)である。



重点分野のイメージ

【別紙1-4】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

(定義)

- ▶ 一人で使用できる又は一人の介助者の支援の下で使用できる。
- ▶ 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- ▶ 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- ▶ 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- ▶ 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレの中での一連の動作(便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換)の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点評価する。



【別紙1-5】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

(定義)

- ▶ 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- ▶ 室内での設置位置を調整可能であること。



「ロボット介護機器開発・導入促進事業(開発補助事業)研究基本計画」 (経済産業省 製造産業局 産業機械課(平成29年10月))<抜粋>

【別紙1-6】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

<u>介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラ</u>ットフォーム

(定義)

- ▶ 複数の要介護者を同時に見守ることが可能。
- ▶ 施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。
- ▶ 昼夜問わず使用できる。
- ▶ 要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- ▶ 要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- ▶ 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



【別紙1-7】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

<u>在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機</u>器のプラットフォーム

(定義)

- ▶ 複数の部屋を同時に見守ることが可能。
- ▶ 浴室での見守りが可能。
- ▶ 暗所でも使用できる。
- ▶ 要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- ▶ 要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- ▶ 要介護者が転倒したことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- ▶ 要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介護従事者へ情報共有できる。
- ▶ 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



重点分野のイメージ

【別紙1-8】

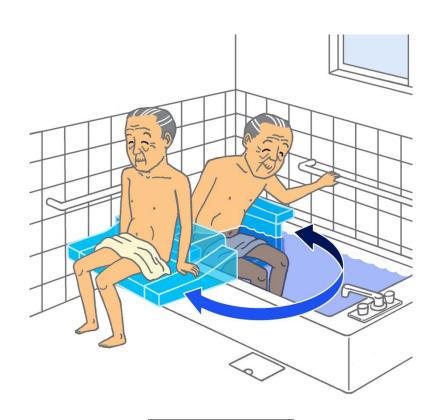
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

入浴支援

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

(定義)

- ▶ 要介護者が一人で使用できる又は一人の介助者の支援の下で使用できる。
- ▶ 要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を 支援できる。
- ▶ 機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸かることができる。
- ▶ 要介護者の家族が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。
- ▶ 特別な工事なしに設置できる。



重点分野のイメージ

【別紙1-9】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着 型の移動支援機器

(定義)

- ▶ 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- ▶ 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

【別紙1-10】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

(定義)

- ▶ 使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。
- ▶ 使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。
- ▶ 予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。



重点分野のイメージ

【別紙1-11】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

(定義)

- ▶ 使用者が一人で使用できる又は一人の介助者の支援の下で使用できる。
- ▶ トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- ▶ トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- ▶ トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、 加点評価する。
- ▶ 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

【別紙1-12】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

(定義)

- ▶ 高齢者等の日常生活全般が支援対象となり得る。
- ▶ 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、ADL(日常生活活動)を維持向上することができる。



重点分野のイメージ

【別紙1-13】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

介護業務支援

ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報 を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

(定義)

- ▶ 共有する情報は、ロボット介護機器により得られたものとする。
- ♪ 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- ⇒ 共有した情報を活用して、ロボット介護機器が適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- ▶ 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成システム等に連結することが可能であれば、加点評価する。
- ▶ 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ